

**平成27年度「個人情報取扱事務に関する実地調査報告書」が
横浜市個人情報保護審議会から市長に提出されました**

本市における個人情報の漏えい事故等の再発防止及び個人情報の適正な取扱いを確保するため、横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会（以下「第三者評価委員会」という。）を設置しています（横浜市個人情報の保護に関する条例第58条の2に基づき、横浜市個人情報保護審議会の部会として設置）。第三者評価委員会では、各職場における個人情報の取扱状況について、第三者の視点で実地調査を行っています。

このたび、総務局が所管する横浜市の基幹システムの管理及び運用業務を調査対象として行われた、平成27年度個人情報取扱事務に関する実地調査の結果が、第三者評価委員会意見として横浜市個人情報保護審議会に報告され、横浜市個人情報保護審議会から（12月3日）市長あてに提出されました。

今後、市長は、改善意見に対して必要な措置を講じ、その結果を横浜市個人情報保護審議会に報告します。また、報告書の内容は各職場に周知し、それぞれの業務に役立てていきます。

【実地調査の概要】

○調査日及び調査対象

横浜市の基幹システムの管理及び運用業務

平成27年7月16日（木） 北部データセンタ及び保守センタ

○調査方法 調査対象所管課から直接説明を受けるとともに、業務の現場に立ち入り職員からヒアリングするなどの方法により、業務の現場における個人情報の取扱状況を実地に調査した。

【実地調査結果の概況～総評～】

- ・個人情報取扱事務は概ね適正に行われていたが、一部に改善を要するもの等が見受けられた。
- ・北部データセンタでは、保守センタからの指示に基づき、情報をDVD等の記憶媒体に書き出しを行っているが、その記憶媒体の保管・発送状況について、トラブル等に備え記録を保管されたい。
- ・市職員事務室への委託先事業者の入退室に関して、市職員の正規勤務時間内であれば制限はない状況であった。市職員事務室には秘匿すべき情報も少なからず存在すると思われることから、市職員が手薄になる時間帯の入退室を制限すること、また打合せ等を行う際には秘匿情報について十分配慮する等の工夫をされたい。

＝調査結果の概要（改善意見等）は裏面参照＝

第三者評価委員会の概要

主な業務	(1) 実施機関における個人情報の保護に関し審議会が必要と認める事項についての実地調査及び審議を行う。	
	(2) 実地調査及び審議を行ったときは、当該実地調査及び審議に係る事項を審議会に報告する。 (横浜市個人情報の保護に関する条例 第58条の2)	
委員	◎森谷 亘暉※	産業能率大学名誉教授（経営情報論）
	上野 可南子	コンサルティングオフィスU&K代表、中小企業診断士
	塩入 みほも	駒澤大学法学部政治学科准教授（行政法）
	○高橋 良	弁護士（横浜弁護士会情報問題対策委員会委員長）
	西尾 卓治	株式会社横浜銀行リスク統括部コンプライアンス統括室長
	三上 雅之	元東京都監査事務局次長（特別監査室長）
	◎委員長、○委員長職務代理者、※ 横浜市個人情報保護審議会委員と兼務	

お問合せ先

市民局市民情報室 担当課長 渡邊 淳 Tel 045-671-2319

(裏面有り)

平成27年度個人情報取扱事務に関する実地調査報告書【概要】

【報告書の内容】

委員会の意見は、1改善を求めるもの、2評価するもの及び3提案事項の3種類に分類されている。主な内容は以下のとおり。

1 意見（改善を求めるもの）

(1) 記憶媒体の保管・発送記録について【北部データセンタ】

北部データセンタでは、保守センタからの指示に基づき、情報をDVD等の記憶媒体に書き出しを行っているが、その記憶媒体の保管・発送状況について、トラブル等に備え記録を保管されたい。

(2) 市職員事務室への委託先事業者の入退室管理について【保守センタ】

市職員事務室への委託先事業者の入退室に関して、市職員の正規勤務時間内であれば制限はない状況であった。市職員事務室には秘匿すべき情報も少なからず存在すると思われることから、市職員が手薄になる時間帯の入退室を制限すること、また打合せ等を行う際には秘匿情報について十分配慮する等の工夫をされたい。

2 意見（評価するもの）

(1) 施設全体のセキュリティ体制について【北部データセンタ】

本データセンタは民間事業者のビルの一部区画を借りて運用しているが、入館者の事前登録、厳格な本人確認、掌形認証システムによる館内の入室チェックの実施など、高いセキュリティが確保されており、市外部の施設を利用していることの利点が認められた。

(2) システムのログチェックについて【保守センタ】

基幹システムの一部について、毎月1回、住民情報システム課の指示の内容と委託業者の処理内容が一致しているかどうかを確認するログチェックを行っていた。不正な操作や、情報の持ち出しを防止するための取組として評価できる。

(3) データ書き出し用端末の顔認証システムについて【保守センタ】

本センタでは、昨年度の教育関連事業者の大規模漏えい事故を受け、複数あったデータ書き出し用端末を1台に集約するとともに、平成27年1月から顔認証システムを導入した。これは端末に小型カメラを設置したもので、あらかじめ登録された権限のある職員が着席した場合にのみ、カメラが職員の顔を認識して自動的にログインできるという仕組みである。まだ導入されて間もないため、引き続き検討が必要な点もあると思われるが、不正な持出防止のための抑止力として評価できる。

3 提案事項

(1) 常駐している委託先事業者の勤務状況について【北部データセンタ】

本センタには、委託先事業者の従事者が常駐しており、業務の繁忙に応じてシフトが決められているが、このシフトについては、市が把握していない状況であった。しかし、大規模なトラブル発生時に備え、いつ、何人が作業しているかを把握すること、及び、専門的知識を有する委託先事業者であることも踏まえ、抑止効果を図るためデータ書き出しを行う端末への監視カメラの設置を検討されたい。

(2) 顔認証端末及び北部データセンタと接続している端末の安全管理について【保守センタ】

顔認証端末については、北部データセンタと接続している端末とともに、管理者権限を持つ市職員であれば、不正利用することも技術的には可能であり、管理者権限を悪用した成りすましのリスクが皆無ではないこと、一定の抑止力や市民の不安を解消することを勘案し、監視カメラの設置などの方策を検討されたい。

【参考 報告書提出までの経緯】

平成17年10月1日 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の設置

平成27年5月、7月 調査対象に関する業務説明（総務局住民情報システム課、総務局行政・情報マネジメント課）

平成27年7月16日 実地調査（北部データセンタ及び保守センタ）

平成27年9月、11月 第三者評価委員会で報告書の内容を検討

平成27年11月25日 第三者評価委員会から横浜市個人情報保護審議会に報告書を提出